

令和6年(2024年)2月29日

指定医療機関・薬局 各位

姫路市生活援護室

平素より、本市の生活保護行政にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、医療扶助オンライン資格確認に関するQ&Aを作成しました。なお、ご質問を多くいただいた件については、今後Q&Aに追加していく予定です。

お問い合わせ先

姫路市福祉事務所 生活援護室 医療担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL 079-221-2100 (直通)

Q 1 生活保護受給者について、マイナンバーカードでの資格確認は必ず行う必要がありますか。

A 生活保護受給者、医療機関・薬局ともに医療扶助オンライン資格確認に対応している場合は、マイナンバーカードでの資格確認を行ってください。

なお、生活保護受給者がオンライン資格確認を利用できる主な条件は、①マイナンバーカードを所有していること、②マイナンバーカードの健康保険証（医療券・調剤券）としての利用申し込みが完了していること、及び③福祉事務所において資格情報の登録が完了していることです。①・②については、生活保護受給者ご本人が手続を行う必要があります。

Q 2 マイナンバーカードでの資格確認は月に1回でよいですか。

A マイナンバーカードでは、福祉事務所が資格確認実績ログを取得することができる仕組みとなっています。

頻回受診の傾向がある方を把握するため、受診の都度、マイナンバーカードでの資格確認を行ってください。

Q 3 生活保護受給者に対しては、マイナンバーカードでの資格確認の制度についてどのように周知されていますか。

A 令和6年3月に、姫路市ホームページで周知を行います。

また、令和6年4月に、一斉に周知文書を発送する予定です。

Q 4 マイナンバーカードを持っていない生活保護受給者の資格確認は、どのようにすればよいですか。

A 従来どおり、診療依頼書又は電話連絡により資格確認を行ってください。紙の医療券または調剤券を送付します。

Q 5 マイナンバーカードでの資格確認を行ったのですが、資格情報、医療券・調剤券情報のいずれも確認できませんでした。なぜでしょうか。

A 福祉事務所において、資格情報の登録をする必要があります。

制度開始当初は、新たな資格情報の登録制限があり、一部（令和5年12月以降に新たに生活保護を受給開始した人など）の受給者は、令和6年3月制度開始時点では確認いただけません。令和6年4月以降に順次登録を行う予定ですので、今しばらくお待ちください。

Q 6 新たに生活保護を受給することになった患者について、マイナンバーカードでの資格確認はいつから行うことができますか。

A 福祉事務所において、資格情報の登録をする必要があります。

生活保護の受給開始決定から登録の完了まで1か月程度かかる場合がありますので、しばらくお待ちください。それを過ぎてもオンラインでの資格確認ができない場合は、個別に福祉事務所へお問い合わせください。

Q 7 マイナンバーカードでの資格確認を行ったら、資格情報は確認できましたが、医療券・調剤券情報は「未委託」と表示されて確認できませんでした。どうすればよいですか。

A 福祉事務所において医療券等の一括発行処理を行い、そのデータをサーバーに登録したものについて、医療機関・薬局で医療券等の情報を確認することができるようになります。

そのため、医療券等の一括発行処理（毎月15日前後）までは、マイナンバーカードで医療券等の情報は確認できず、「未委託」と表示されます。一括発行処理の翌日以降に、一括取得（※）にて確認してください。医療券等の発行スケジュールについては、年度当初に送付しているカレンダーを確認してください。

なお、医療券受領書、医療要否意見書等の状況によって、医療券等が発行されない場合があります。一括取得によって医療券等の情報を確認できない場合は、医療券発行依頼書により連絡してください。

（※）自機関が委託先医療機関・薬局として登録されている医療券等情報を一括して取得する機能。

「医療機関等向け総合ポータルサイト」内の「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」第6章をご覧ください。

Q 8 マイナンバーカードでの資格確認により、資格情報が確認できた場合、医療券・調剤券は必ず発行されますか。

A 生活保護の制度上、当月の収入増その他の理由により、遡及して生活保護を停止・廃止せざるを得ない場合があります。生活保護が停止・廃止となれば、医療券等での対応ができません。

医療券等を発行済みの医療機関・薬局については、原則として、生活保護が停止・廃止となる時点で個別に連絡をしておりますが、医療券等が未発行の医療機関等については受診状況を把握できず、連絡できない場合があります。

「未委託」と表示される場合、資格確認時点では生活保護受給中であっても、遡及して生活保護が停止・廃止となる可能性があることにご留意いただき、継続して医療券等が発行されている場合を除き、医療券発行依頼書により連絡してください。

Q 9 オンライン資格確認と並行して、紙の医療券・調剤券が送付されるのはいつまでですか。

A 当面の間は、紙の医療券等の送付を継続する予定です。

将来、オンラインでの資格確認に移行し、原則として紙の医療券等は発行しないとするのが想定されますが、その際は、改めてお知らせします。

Q 10 紙の医療券・調剤券の廃止後、資格確認はどのように行いますか。

A マイナンバーカードを持っていない、特別の事情によりマイナンバーカードでの資格確認を行えない等、一部の生活保護受給者については、例外的に、紙の医療券等の発行を継続する必要があると考えられます。

なお、医療機関・薬局が医療扶助オンライン資格確認に対応していない場合も、従来どおり紙の医療券等を送付します。

Q 1 1 紙の医療券・調剤券の廃止後、月途中で本人支払額（※）が変更になった時に従来届いていた個別の医療券等の運用はどのようになりますか。

A 本人支払額変更時の連絡は、従来どおり、お電話及び紙の医療券等の送付での運用となります。

(※)通常、生活保護の方の医療機関・薬局での窓口負担はありませんが、「本人支払額」の発生している一部の生活保護受給者については、医療費の一部を、窓口で負担金として支払います。金額は医療券等の本人支払額欄に記載の金額であり、変更の可能性がありますので、毎月医療券等で確認してください。

月の医療費の合計が本人支払額を下回る場合や、その月に受診がない場合は、福祉事務所の担当者までご連絡ください。また、継続して月毎に異なる金額の本人支払額が発生している生活保護受給者が、当月の医療券確認前に受診された場合は、福祉事務所の担当者まで本人支払額の確認をお願いします。

Q 1 2 紙の医療券の廃止後、医療機関から福祉事務所への「医療券受領書」の送付は必要ですか。

A オンライン資格確認に移行した生活保護受給者については、医療券受領書は廃止します。継続の医療要否意見書が発行された際に、転帰欄のみ記入して返送してください。

紙の医療券を送付する生活保護受給者については、引き続き医療券に同封しますので、従来どおり返送してください。

Q 1 3 本院では医療扶助オンライン資格確認に係るシステム改修は行ったものの、不具合により現在は使えない状態となっている。どのようにすればよいか。

A 紙の医療券・調剤券を送付しますので、本市生活援護室医療担当まで連絡してください。